

## 1 「CAD 製図基準（案）」の改訂

本基準（案）の改訂のポイントは以下のとおりです。

- ・ 新規 10 工種の追加
- ・ 本基準（案）総則の CAD データ交換フォーマットに関する規定を SXF（P21）と明示

### (1) 新規 10 工種の追加

「CAD 製図基準（案）」では、これまでに 4 工種（道路設計、橋梁設計、河川（樋門・樋管）設計、トンネル設計）の基準を作成していますが、今回、新たに以下の 10 工種を追加しました（表 1）。

表 1 追加工種一覧

分 類	対象工種
河川構造物	1) 築堤・護岸
海岸構造物	2) 離岸堤、人工リーフ等
砂防構造物	3) 砂防ダム及び床固工
ダ ム	4) 重力式コンクリートダム
道 路	5) 平面交差点
	6) 立体交差点
	7) 共同溝
	8) 電線共同溝
トンネル	9) シールドトンネル
下水道	10) 管路

### (2) CAD データ交換フォーマットに関する規定を SXF（P21）と明示

「CAD 製図基準（案）平成 13 年 8 月版」においては、納品用の CAD データ交換フォーマットの指定はなく、受発注者双方で協議の上、決定することとしていました。

国土交通省では、CAD データ交換標準（SXF）を開発してきましたが、CAD ベンダーより SXF 対応製品が発売され始めたことから、今回の改訂では、SXF(P21)による納品を「CAD 製図基準（案）」に明示することとしました。

なお、CAD ベンダー及びユーザーが十分に対応できるように、平成 14 年度は“受発注者双方で協議の上、決定出来る”猶予期間としています。

## 2 「デジタル写真管理情報基準(案)」の改訂

本基準(案)の改訂のポイントは以下のとおりです。

- ・ 他の電子納品要領(案)との整合
- ・ 写真管理項目のグループ化
- ・ ファイル仕様
- ・ 有効画素数を「黒板の文字が確認できる」ことを指標とした(100万画素程度)

### (1) 改訂項目

本基準(案)の主な改訂項目は表2のとおりです。

表2 デジタル写真管理情報基準(案)の主な改訂点

改訂項目及び改訂箇所	内容
他の電子納品要領(案)との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「土木設計業務等の電子納品要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品要領(案)」との関係(フォルダ構成など)を明確にするため、フォルダ構造図を示した。</li><li>・ 使用文字、電子媒体、電子媒体が複数枚の時の取り扱い、DTDの文字符号化方式については、他の要領/基準(案)との整合を図った。</li></ul>
4. 写真管理項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 写真管理項目の検索性を向上させるため、各管理項目をグループ化し、DTDを構造化した。</li><li>・ 工事情報のカテゴリーについて、電子納品対象外工事でデジタル写真のみ納品することを考慮して、工事情報の必要度を設定した。</li><li>・ 各管理項目について、他の要領/基準(案)の記入規則との整合を図る等、管理項目の見直しを行った。</li></ul>
6. ファイル仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ファイル名は8.3形式(必須)と日本語名(任意)の併記としてこれまでの日本語の運用も可能とした。</li><li>・ 参考図のファイル仕様を「JPEG」のみとしていたが、図面の再現性を考慮し「TIFF(G4)」を追加した。</li><li>・ 圧縮については、カメラ毎、画素数毎に確認できないため、「圧縮率、撮影モードについては、監督職員を協議の上、決定するものとする。」とした。</li></ul>
8. 有効画素数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有効画素数については、黒板の文字が確認できる画素数が前提となるため、「黒板の文字が確認できることを指標とする(100万画素程度)」とした。</li></ul>

タイトルの数字は、基準(案)の章番号を示す。

### 3 「地質調査資料整理要領（案）」の改訂

本要領（案）の改訂のポイントは以下のとおりです。

- ・ ボーリング柱状図編に岩盤及び地すべりボーリング柱状図様式を追加
- ・ 地質平面図編の追加
- ・ 地質断面図編に岩盤に関する記述を追加
- ・ コア写真編の追加
- ・ 土質試験及び地盤調査結果編の追加

#### (1) 地質調査資料整理要領（案）の目次構成

平成 13 年度の検討内容を踏まえ、地質調査資料整理要領（案）の目次構成を以下のとおり改めました。

##### 第 1 章 一般編

本要領で規定されていない地質調査資料について電子納品する場合の記述を追加しました。

##### 第 2 章 ボーリング柱状図編

土質ボーリング柱状図様式に加えて岩盤及び地すべりボーリング柱状図様式を追加しました。また、既存の土質ボーリング柱状図の入力項目についても見直しを行いました。編のタイトル名を「 . 土質ボーリング柱状図編」から「第 2 章 ボーリング柱状図編」に変更しました。

##### 第 3 章 地質平面図編

地質平面図を CAD データで提出する場合の電子納品方法についてとりまとめを行い、本要領（案）に追加しました。

##### 第 4 章 地質断面図編

地質断面図（岩盤）に関する記述を追加し、CAD データのレイヤ設定等を見直しました。編のタイトル名を「 . 土質断面図編」から「第 4 章 地質断面図編」に変更しました。

##### 第 5 章 コア写真編

ボーリングのコア写真について、デジタル写真で提出する場合の電子納品方法についてとりまとめを行い、本要領（案）に追加しました。

##### 第 6 章 土質試験及び地盤調査結果編

土質試験及び地盤調査結果について、PDF データあるいはデータシート交換用データ等で提出する場合の電子納品方法についてとりまとめを行い、本要領（案）に追加しました。

## 4 「測量成果電子納品要領（案）」の策定

本要領（案）の策定のポイントは以下のとおりです。

- ・ 国土交通省公共測量作業規程「基準点測量」、「地形・数値地形測量」の電子納品要領（案）の新規策定

### (1) 策定の背景

測量は建設事業の計画、設計、施工、維持管理など、あらゆる場面で行われています。しかし、これまで測量成果については、国土交通省公共測量作業規程に基づいて DM データ等の一部の成果が電子媒体で提出されていたものの、電子納品要領（案）が策定されていなかったため、体系的な電子納品は行われていませんでした。

一方、CALS/EC アクションプログラムにおいては、2004 年度には全ての業務・工事において電子納品を実施することとされており、測量成果の電子納品要領（案）の早急な整備が求められていました。

このような背景を受け、公共測量作業についての成果等を電子納品するため、本要領（案）を策定するものです。

### (2) 対象とする測量成果

本要領（案）は、国土交通省公共測量作業規程に定められた以下の測量作業の成果等を対象としています。

#### 1) 基準点測量

既知点に基づき、基準点の位置を定める作業をいいます。

#### 2) 地形・数値地形測量

地形測量、数値地形測量を含む地形図原図等を作成する作業をいいます。

#### 3) 応用測量

道路、河川、公園等の計画、調査、実施設計、用地取得、管理等に用いられる測量をいう。目的により路線測量、河川測量、用地測量に区分しています。

なお、今回公表する要領（案）は基準点測量、地形・数値地形測量を対象としており、応用測量については次回の要領（案）改訂時に追加される予定です。

### (3) 「測量成果電子納品要領（案）」の内容

既に公表されている「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に準拠し、フォルダ構成、成果品の管理項目、ファイル形式、ファイル命名規則、電子媒体等の本編と付属資料からなります。

フォルダ構成につきましては、「土木設計業務等の電子納品要領（案）」で既に定められていた「SURVEY」フォルダを利用して決めました。特に、第3階層目は、「測量記録」「測量成果」及び「その他」を「WORK」「DATA」「OTHS」のサブフォルダに分けて格納するようになっています。